

国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について

〔平成 24 年 8 月 7 日〕
閣 議 決 定

国家公務員の退職手当については、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解並びに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告を踏まえ、次のとおり、退職給付における官民較差の解消等を図ることとする。

このため、1 及び 2 の措置を講ずるための国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）の改正案を国会に提出し、早期に退職手当の支給水準の引下げを行うこととする。

- 1 官民の支給水準の均衡を図るために退職手当法上設けられている「調整率」を次表のとおり、段階的に引き下げる。調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

<期 間>	<調整率>
現行	104/100
平成 25 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 9 月 30 日	98/100
平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 6 月 30 日	92/100
平成 26 年 7 月 1 日以降	87/100

<参考>

段階的な引下げ措置については、過去の引下げ時の段階的措置に比べ、1 回当たりの引下げ幅を 2 倍程度とし、かつ、引下げ間隔を 1 年から 9 か月に短縮する。

- 2 再就職あっせんの禁止等に伴い在職期間が長期化している状況等を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から、早期退職募集制度を導入するとともに、現行の定年前早期退職特例措置の内容を拡充し、募集に応じ認定された退職者に適用する。

拡充後の同措置の内容は、定年前 15 年以内に退職する勤続 20 年以上の者を対象として、定年前 1 年につき最大 3 % の割増しとし、具体的には政令で定める。

- 3 退職手当に関する 1 及び 2 の措置を通じ、退職給付における官民較差（平均 402.6 万円）の全額を解消する。

4 今回の人事院の調査結果においても、民間企業では、早期退職募集を効果的に行うため、給付面での措置以外にも、民間の再就職支援会社の活用等の様々な再就職支援を併せて行うことが相当程度普及していることが示されたところである。

これを踏まえ、公務においても、2の措置に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うなどの方策について検討し、早急に実施に移す。

その際、各府省による再就職あっせんを禁止している現行の再就職規制を遵守するとともに、再就職支援の仕組みや実施状況について透明性を確保する。

5 独立行政法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員を除く。）の退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。

また、特殊法人等の役職員の退職手当についても、同様の考え方の下、必要な措置を講ずるよう要請等を行うとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。

6 地方公務員の退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、各地方公共団体において制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。